

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>「岐阜県防災情報通信システム」（以下、「同システム」）は、専用電話やFAXを有し、県、市町村、その他の防災関係機関が、気象情報や被害情報等の災害対応に必要な情報を共有するための岐阜県独自のシステムであり、いつ起きるかわからない災害に備えて、常に安定した運用が求められている。（平成30年2月より運用。日立国際電気・シーテック・和光通信特定建設工事共同企業体施工）</p> <p>本工事は、岐阜県郡上総合庁舎の関保健所郡上センターが2階から1階へ移転することに伴い、同センター内に設置されている同システムを1階へ移転するものである。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>本工事の施工者は、いつ起きるかわからない災害に備えて、システムトラブル等、不測の事態へ対応することが可能であり、かつ滞りなく履行できる者である必要がある。</p> <p>その条件を満たす者は、同システムの構成、施工状況を熟知した施工業者の構成員かつ、令和7年度の「岐阜県防災情報通信システム保守点検業務」の下請会社であり、郡上総合庁舎の同システムの保守点検を行っている和光通信（株）以外にない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。